

一般財団法人長崎北高等学校青志奨学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人長崎北高等学校青志奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市、長崎県立長崎北高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎北高等学校生徒(卒業生を含む。)の、育英、奨学、ならびに健全なる教育の振興、助成に関する事業を行い、次代を担う青少年の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
- (2) 長崎北高等学校の教育の助成
- (3) 長崎北高等学校内における購買部の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、この基本財産以外のものとする。

(資産の管理)

第6条 この法人の資産は、理事長が管理する。ただし現金は確実な預金方法で管理しなければならない。

2 基本財産のうち現金については、理事会の承認を経て次に掲げるもののうち、最も適切な方法で保管しなければならない。

- ① 確実な有価証券の購入
- ② 定額郵便貯金
- ③ 定期預金

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けるものとし、直近の評議員会において報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、10年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(予想外義務負担及び権利の放棄)

第 11 条 収支予算で定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするとき、及び借入金をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、その会計年度内の収入をもって償還を完了する一時借入金は、理事長の裁量で行うことが出来る。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 12 条 この法人に評議員 7 名以上 14 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員会に提出する評議員候補者は次の各号に掲げるものの中から理事会で推薦することができる。

- (1) 長崎北高等学校 P T A
- (2) 同校卒業生の保護者
- (3) 同校卒業生
- (4) 同校職員
- (5) その他同校に関係のある者

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げるものの配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 15 条 評議員の報酬は無報酬とする。但し、評議員には、その職務を行う為に要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 20 条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選により選任する。

（決議）

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場

合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第194条第1項の定めに従い、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席評議員代表2名以上は、前項の議事録に記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる処置）をする。

第6章 役員および職員

（役員の設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上8名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事の中から理事長1名、専務理事2名、常務理事1名を置く。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、同項の常務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐する。

- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(顧問)

第29条 この法人に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の要請に応じて理事会に出席し、この法人の業務に関する事項について助言する。

(役員等の報酬等)

第30条 理事及び監事並びに顧問は、無報酬とする。但し、当該役員と顧問にはその職務を行う為に要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

第 31 条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 事務局の職員は、理事長が任免する。

5 職員は、有給とすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事並びに専務理事の選定及び解任

(4) その他、法令又は定款で理事会の職務とされた事項

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事並びに理事会で承認を受けた 2 名を議事録署名人に定め、前項の議事録に記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる処置）をする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿)

第 42 条 この法人は、次の各号に掲げる書類および帳簿を備えなければならない。

- ① 定款
- ② 評議員会及び理事会の議事録
- ③ 事業計画及び収支予算書の書類

- ④ 事業報告及び決算の書類
 - ⑤ 公益目的支出計画実施報告書
 - ⑥ 監査報告書
 - ⑦ その他法令で定める書類および帳簿
- 2 前項の書類は、次の各号に掲げる区分により保存しなければならない。
- ① 第1号の書類 永年
 - ② 第2号以降の書類 10年

(施行細則)

第43条 この定款に関し必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、片山久人とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は、山本信幸、岩永寛毅とする。
- 5 この法人の最初の常務理事は、大野博海とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
朝永正剛、竹本欣也、安部仁、石田八千代、横山祐美、萩原哲郎、西野顕久、原田功、高比良元、山崎耕司、深松豊孝、深堀浩、山口耕成、林田誠一

別表第 1 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	金 額
定期預金	40,000,000 円

第4号議案 定款別表第1基本財産(第5条関係)定期預金金額の変更について

別表第1 基本財産(第5条関係)

財産種別	金 額
定期預金	38,950,000 円

今年度当初の内訳

(債 券)	大阪府公債	30,000,000 円
(定期預金)	十八親和銀行	8,000,000 円
	長崎銀行	950,000 円
合 計		38,950,000 円



令和3年2月22日以降

(債 券)	大阪府公債	30,000,000 円
(定期預金)	十八親和銀行	8,000,000 円
	長崎銀行	2,000,000 円 ← 1,050,000 円の増額
合 計		40,000,000 円

別表第1 基本財産(第5条関係) (変更案)

財産種別	金 額
定期預金	40,000,000 円